

## 平成 27 年度北海道立総合体育センター利用申込みについて

### 【地区・学校・会社規模の大会・イベント・講習会・会議等】

平成 27 年度【平成 27 年(2015 年)4 月 1 日～

平成 28 年(2016 年)3 月 31 日まで】

の利用申込みを下記により受付いたします。

- 受付対象 : 平成 27 年度に開催される地区・学校・会社規模の大会・イベント・講習会・会議等)  
(武道場での練習を含む)
- 受付期間 : 平成 26 年 10 月 1 日(水)～平成 26 年 11 月 30 日(日)
- 受付方法 : 北海道立総合体育センター管理事務室備え付けの『利用仮申請書』に必要事項をご記入のうえ、下記の「問合せ先」まで郵送又はご持参願います。また、北海きたえーるホームページ(<http://www.kitayell.jp/>)でも平成 27 年度の予約済み情報及び申請書類を掲載しておりますのでご確認ください。(9 月 26 日(金)掲載予定)
- 調整期間 : 平成 26 年 12 月 1 日(月)より日程調整を行います。  
なお、希望日程が他団体と重複し調整が見つからない場合は、当該団体間において調整会議を実施いたします。なお、調整会議については別途ご連絡致しますので必ずご出席ください。
- 利用内定 : 平成 26 年 12 月末日までに、申請者宛に内定通知を送付いたします。  
なお、計画内容等によっては、利用の不承認や内定の取消がありますことをご了承願います。
- 留意事項 : 利用の申込みにあたっては、別添の関係資料をご熟読ください。また、『利用仮申請書』の記載にあたっては、『記入にあたっての留意事項』をご参照願います。
- 問合せ先 : 〒062-8572  
札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1  
北海道立総合体育センター  
指定管理者 公益財団法人北海道体育協会 利用サービス課  
TEL 011-820-1703  
FAX 011-833-0705

#### ※個人情報について

『利用仮申請書』の記載内容につきましては、他の目的には使用しません。

#### ※北海道立総合体育センターの利用料金について

平成 26 年度より、当センターの利用料金が改正されました。ご確認の上、お申し込みください。

# 北海道立総合体育センター ご利用にあたって

当センターを利用する際には、下記の事項を熟読いただき、主催者様にて厳守すべき内容はもとより、利用者・来館者様へ周知すべき内容を予めご確認の上、ご利用、またご申請くださいますよう、宜しくお願いいたします。

## 第1章 【利用の案内】

### 1 開館・利用時間について

- (1) 開館時間は、午前9時から午後9時までの12時間です。(一部午後11時まで開館)
- (2) 利用時間の区分は次の4区分で、午前・午後・夜間は4時間、深夜は2時間単位制です。
  - 午前 9:00～13:00
  - 午後 13:00～17:00
  - 夜間 17:00～21:00
  - 深夜 21:00～23:00 (サブアリーナ・武道場のみ)

※利用仮申請については、午前・午後・夜間の3区分でお願いします。

- (3) 準備・撤去・清掃等に要する時間も上記時間帯に含まれます。
- (4) 上記時間以外のご利用につきましては、別途ご相談ください。

### 2 休館日について

- (1) 月曜日(月2回・不定期)
- (2) 年未年始(12月31日～1月2日)

### 3 利用者の範囲について

- (1) 体育又はスポーツを行う者
- (2) 体育又はスポーツの大会・講習会等を行う団体
- (3) 体育又はスポーツの関係団体
- (4) レクリエーション活動を行う者及び団体
- (5) 生活文化向上に関する活動を行う者及び団体
- (6) その他北海道知事が特に必要と認める者

### 4 利用の申請及び承認

利用する2ヶ月前までに利用申請書をご提出願います。なお、申請内容を適当と認めた時は、申請者に対し利用承認書を交付します。

## 5 利用の不承認について

体育センターの利用を承認しない行事の範囲は次のとおりです。なお、不承認の場合は申請者に対し書面をもって通知します。

- (1) 公益を害し又は体育センターの秩序を乱すおそれがあると認められる行事
- (2) 体育センターの利用者若しくは地域住民に著しく迷惑を及ぼすことが明らかな行事
- (3) 飲食行為を主たる目的とする行事
- (4) 営利を目的とした物品その他の販売を主たる目的とする行事
- (5) 重量物の搬出入を伴う行事で、施設設備を損傷するおそれがある行事
- (6) 政治・宗教活動、告別式等を主たる目的とする行事
- (7) 道内に事務所又は連絡所をもたないものが行う行事
- (8) その他体育センターの設置目的に照らし不相当と認められる行事

## 6 利用承認の取消等

体育センターの利用承認を受けたものが、次の事項に該当する時はその承認を取消し、またはその利用を制限し、若しくは停止することがあります。

- (1) 利用の申請に偽りがあったとき
- (2) 利用の目的以外に利用したとき
- (3) 利用規則に違反したとき
- (4) 故意または重大な過失により施設設備を破損し、または滅失したとき
- (5) その他体育センターの管理運営上支障があるとき

## 7 利用料金について

- (1) 各施設・設備の利用料金は、別紙の『北海道立総合体育センター利用料金表』のとおりです。
- (2) 利用料金は前納制ですので、現金又は銀行振込にて納入ください。
- (3) 納入済みの利用料金は、原則として還付いたしません。但し利用者（主催者）の責めに帰すことができない事由によって、利用が不可能となった場合はこの限りではありません。

## 第2章 【利用上の注意事項】

### 1 利用者（主催者）の管理責任

- (1) 会場の利用にあたっては、関係法令を遵守し、安全・衛生管理・事故防止には万全を期してください。
- (2) 利用期間中の警備、清掃及びゴミの処理は、利用者（主催者）の責任と負担において行って

ください。

(3) 利用期間中に会場内で発生した事故等については、当館では責任は負いません。

従って、利用期間中施設及び附属設備の保全に万全の注意を払うとともに、会場施設内の秩序維持、来場者の安全確保について責任をもって必要な措置を講じてください。また、万一に備え、保険に加入されることをお勧めします。

(4) 催事内容により消防署等への届け出をして頂きます。

## 2 利用者（主催者）に守っていただく事項

(1) 会場内及びその周辺の秩序維持、来場者の安全確保などについて責任者を配置して必要な措置を講じてください。特に大きな大会・興行等などで混雑が予想される場合は、警備員を配置していただきます。

(2) 会場及び大会など全般についての管理責任者を専任し、当センターへ届けてください。管理責任者は利用期間中常駐し、責任を持って利用施設並びに大会等の管理を行ってください。

## 3 来場者に守っていただく事項

利用者（主催者）及び来場者には、下記事項を禁止いたします。

(1) 会場内への危険物及び火気の持ち込み。

(2) 指定場所以外での飲食、喫煙。（許可を受けていない場所でのアルコール摂取は一切禁止）

(3) 会場内にペットを連れての入場。

(4) 来場者の車の乗り入れ及び周辺道路への駐車。

(5) 当センターの承認を受けない寄付金品の募集や、チラシ等の配布、物品・飲食物の販売。

## 4 現状回復と損害賠償

(1) 利用後、または承認の取り消しがされたときは、ただちに、利用者（主催者）において現状回復を行い、当センター職員の点検を受けてください。

(2) 利用者（主催者）または来場者の過失で、施設・設備・備品などを汚損、破損、紛失が生じたときは、利用者（主催者）の責任において損害を賠償していただきます。

## 5 貸出物品等の保管責任

会場内でご利用になる貸し出し物品（備品）等については、利用者（主催者）に保管の責任を負っていただきます。また、お持ち込みになった機器等は利用終了時にお持ち帰りください。

## 6 各施設での注意事項

(1) 各施設の競技場内は、土足厳禁です。

(2) 競技場内及び観客席での飲食・喫煙は、禁止です。但し、競技者の試合等における水分補給については許可します。

- (3) 競技場内に机・いす等を設置する場合は、必ず床面の養生をしてください。
- (4) 重量物の搬入については、別途ご相談ください。
- (5) 競技場内における物品販売は、禁止です。
- (6) 各施設において試合結果やお知らせなどを掲示する場合はホワイトボードを利用し、壁面やガラス面における直貼りは禁止です。その他の場合については当センター担当者にお問合せください。
- (7) 各施設及び研修室等の机は、使用後に必ず布巾等で清掃してください。

## 7 設備・備品の貸出と会場設営について

原則は主催者側にて全て設営、設置していただきますが、一部に職員の指導を必要とするもの、業者に委託するものがありますので、事前に当センター担当者と十分な打ち合わせをお願いします。

## 8 駐車場の利用について ※次章にて詳細を規定しております

- (1) 第一駐車場に関しては管理事務室、競技団体に用務のための来館者車輛、イベント等の団体来館者車輛（事前の連絡が必要）、用具・器具・物品等の搬入、搬出の車輛、身障者の車輛、館長が特に認めた車輛のみの駐車場となっております。
- (2) 第二駐車場に関しては原則としてイベント関係者専用駐車場となります。利用の際には駐車許可書を主催者にて発行し、駐車場入口に制服警備員を必ず配置してください。
- (3) 駐車場台数については限りがございます。また、複数団体で使用する場合もありますので、必ず希望駐車台数を事前にお知らせください。（全ての希望に添えない場合もございますことをご了承ください）
- (4) 大会等にて一般観客が来館される場合は、開催要項、ポスター等で駐車場が利用できない旨、周知徹底してください。（近隣に有料駐車場はございません）

**※当センター周辺のコンビニ、スーパー等より目的外駐車のお叱りを受けております。**

**来館者への徹底的な周知をお願いいたします。**

**（イベントの規模・混雑状況により、警備員の配置をご協力お願い致します）**

**※最近、近隣住民より大型バス等の路上駐車で「排気ガスが臭い」**

**「停車で道路が渋滞している」等の苦情が相次いでおります。**

**大会・イベントに関係する方々への徹底的な周知をお願いいたします。**

## 9 ゴミ処理について

- (1) 清掃については1日の日程終了後、必ず使用箇所（観客席、更衣室等）のゴミを回収してください。
- (2) 収集したゴミは、ゴミ集積所内の指定の樽に投棄してください。  
（燃えるゴミと資源物<カン・ペットボトル等のリサイクル>に振分けてください）

- (3) 大型ゴミや産業廃棄物、主催者用弁当等のゴミが出た場合は別途ご相談ください。  
(ゴミ代金は札幌市指定業者から請求されます。)

## 10 その他

緊急事態発生の場合で、救急車・消防車等の要請をする場合は、必ず当センター担当者にご連絡ください。

## 第3章 【駐車場について】

### 1 駐車場利用について

当センター駐車場は、第1駐車場（普通乗用車約50台）と第2駐車場（普通乗用車約130台）がございます。

第1駐車場につきましては、体育センター各事務室に用務のある方及び、トレーニング室やレストランご利用のお客様、一時的な荷物搬出入のための駐車スペースです。全館貸切や特殊な大会で当センターが認めた以外で、第1駐車場を大会や会議などで利用することは出来ません。また、上記の方々も満車時にはお待ち頂くか、駐車出来ない場合もございます。

第2駐車場については、メインアリーナ・サブアリーナ・武道場・弓道場をご利用する方の関係者専用の駐車場です。但し、大規模大会やイベント・興行などの際は、貸切となります。また、大会規模により割り振り致しますので、ご利用される皆様からのご希望台数はお伺い致しますが、必ずしも希望どおりに確保出来ない場合もございますことをご了承願います。有料興行・国際大会・全国大会及び第2駐車場を貸切（夏期80台以上・冬季70台以上）で専有利用する場合、制服警備員の立哨を原則といたします。その際の人員については、当センター担当者と事前に打ち合わせの上、経費についてはお客様のご負担となります。

また、最近、近隣の商業施設や公園駐車場、住宅街などに迷惑駐車をされる利用者が大変多くなっております。大会開催時は、観戦者などの駐車場が無いこと、近隣に駐車場がないことを徹底して周知してください。

当センターの駐車場スペースは限られております。お打ち合わせの段階で、「利用される規模・希望される駐車台数・当日の利用状況など」に応じて駐車場の利用台数を当体育センターで決めさせていただきます。

なお、研修室や練習会でのご利用に関しては、原則として駐車場の利用は出来ません。但し、会議資

料や機材・道具などの搬入のため、講演会講師など、若干数の車両については、出来る限り配慮させて頂きますのでご相談ください。

## 2 バス送迎の際の注意事項

- (1) 利用者・来館者の送迎を行う際、乗降のためやむを得ず道路上にて停車する場合は、以下の事に十分注意してください。
- (2) 当センターの周辺道路上に停車して降車、乗降を行う場合、バス会社と綿密に時間調整を行い、短時間（15分程度）で乗降を行うようにしてください。
- (3) 乗降の為、道路上に停車する場合はエンジンを切り、車両からドライバーが離れることが無いようお願いいたします。
- (4) 停車車両の前後から道路を横断することは非常に危険です。そのような方を発見した場合、横断歩道を利用するように注意を促してください。
- (5) 当センター前の道路には、「高齢運転者等専用駐車区間」が設けられていますので、この区間には駐停車しないようお願いいたします。  
(区間は弓道場前、期間 4月1日～11月30日 7:00～0:00)
- (6) 当センターにバス送迎に関する苦情などが入った場合、また、職員や警備員が危険な状況等であると判断した場合は、理由の如何にかかわらず車両を移動していただきます。
- (7) 第2駐車場やタクシーロータリーなどへの駐車は、イベント・大会ごとに主催者と当センターが協議して駐車台数や車両を制限しており、主催者発行の駐車許可証をお持ちでない場合は駐車できません。

## 第4章 【ネーミングライツによる愛称変更について】

### 1 現愛称

北海道立総合体育センター「北海きたえる」

### 2 ネーミングライツスポンサー

学校法人北海学園

### 3 契約期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

※大会・イベント等で作成するプログラム、パンフレット、ポスター等へは、施設の愛称を「北海きたえる」と記載いただきますようお願いいたします。

○問合せ先

〒062-8572

札幌市豊平区豊平 5 条 11 丁目 1-1

北海道立総合体育センター「北海きたえーる」

指定管理者 公益財団法人北海道体育協会 利用サービス課

[TEL:011-820-1703](tel:011-820-1703)/[FAX:011-833-0705](tel:011-833-0705)

URL: <http://www.kitayell.jp/>



# 北海道立総合体育センター利用受付及び内定について

【平成26年1月以降の取扱い】

## 1 利用受付・内定時期

### (1) 国際的な行事及びこれに相当する行事・・・A

◎受付は、利用予定日の属する年度の3年度前の1月4日から2月末日とし、内定は3年度前の3月末日までに行います。

現在の年度	平成25年度		
申込受付と内定月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月
希望利用年度	平成28年度 利用受付	内定	

### (2) 全国的な行事及びこれに相当する行事・・・B

◎受付は、利用予定日の属する年度の前々年度の4月1日から5月末日とし、内定は前々年度の6月末日までに行います。

現在の年度	平成26年度		
申込受付と内定月	平成26年4月	平成26年5月	平成26年6月
希望利用年度	平成28年度 利用受付	内定	

### (3) 全道的な行事及びこれに相当する行事・・・C

◎受付は、利用予定日の属する年度の前年度の7月1日から8月末日とし、内定は前年度の9月末日までに行います。

現在の年度	平成26年度		
申込受付と内定月	平成26年7月	平成26年8月	平成26年9月
希望利用年度	平成27年度 利用受付	内定	

### (4) その他の行事（地区大会及び学校・会社のスポーツ大会等）・・・D

◎受付は、利用予定日の属する年度の前年度の10月1日から11月末日とし、内定は前年度の12月末日までに行います。

現在の年度	平成26年度		
申込受付と内定月	平成26年10月	平成26年11月	平成26年12月
希望利用年度	平成27年度 利用受付	内定	

### (5) サークル・チーム単位での練習会（テニス・バドミントン・フットサル等）・・・E

◎不定期に行われる練習会については、利用団体が多数の為、登録受付後に年2回（3月・9月）の抽選会を実施します。

◎抽選会へ参加する為の登録受付は、利用予定日の属する年度の前年度の11月1日から12月末日となります。

◎チーム・サークル登録をされない場合、抽選会には参加出来ませんので、ご注意願います。

現在の年度	平成26年度			平成27年度
登録時期と抽選月	11月	12月	3月	9月
希望利用年度	平成27年度 登録受付	平成27年度 前期抽選会	平成27年度 後期抽選会	

注1 上記(1)～(4)の受付期間終了後の申込みについては、各々の利用内定月の翌日より随時受付いたします。

また、(5)については、抽選会実施月の翌日より随時受付をいたします。

注2 利用申込みに係る書類等は、当センター管理事務室にご用意いたします。

## 2 利用承認の順位

(1) 利用希望日が競合する場合における利用承認の順位は原則として次のとおりです。

- ① 体育センターの施設の機能や規模に適した行事
- ② 体育・スポーツに関する行事
- ③ 教育・文化に関する行事
- ④ その他の行事

(2) 同一の利用目的の場合については、次の優先順位となります。

- ① 国際的行事及びこれに相当する行事
- ② 全国的行事及びこれに相当する行事
- ③ 全道的行事及びこれに相当する行事
- ④ その他の行事（地区大会及び学校・会社のスポーツ大会等）

(3) 上記(1)～(2)の順位が同等の場合については、当センターにて調整をいたします。但し、調整が困難な場合については、主催者間による調整会議を実施いたしますので、ご了承のうえ、ご出席願います。

# 北海道立総合体育センター利用料金

(平成26年4月1日)

## 1 総合体育センターを利用する場合

(単位:円)

区 分			午前 9:00～13:00	午後 13:00～17:00	夜間 17:00～21:00	一日 9:00～21:00	深夜 21:00～23:00	
メインアリーナ	全部利用の場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	平日 70,000	70,000	88,000	228,000	
			土・日・休 105,000	105,000	132,000	342,000		
			営利を目的としない場合	平日 245,000	245,000	306,000	796,000	
		その他の場合	土・日・休 367,000	367,000	459,000	1,193,000		
			営利を目的としない場合	平日 513,000	513,000	642,000	1,668,000	
			土・日・休 769,000	769,000	963,000	2,501,000		
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	平日 105,000	105,000	132,000	342,000		
			土・日・休 157,000	157,000	198,000	512,000		
			営利を目的としない場合	平日 367,000	367,000	459,000	1,193,000	
		その他の場合	土・日・休 550,000	550,000	688,000	1,788,000		
			営利を目的としない場合	平日 771,000	771,000	963,000	2,505,000	
			土・日・休 1,156,000	1,156,000	1,444,000	3,756,000		
※メインアリーナの3/4、1/2又は1/4の面積を利用する場合の利用料金の額は、その利用の区分に応じ、表に定める額①又は②の事項の規定により算出した場合にあっては、その額)にそれぞれ0.75、0.5又は0.25を乗じて得た額とする。但し、全部利用で入場料を徴収しない「アマチュアスポーツに利用し、2分の1若しくは4分の1の面積利用の場合」は、下記の表の区分とする。								
メインアリーナ (練習会)	全部利用の場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合(4分の1の面積)	平日 10,000	10,000	13,000	33,000	
			土・日・休 15,000	15,000	19,000	49,000		
※サブアリーナの1/2の面積を利用する場合(個人利用の場合を除く)の利用料金の額は、その利用の区分に応じ、表に定める額①又は②の事項の規定により算出した場合にあっては、その額)に0.5を乗じて得た額とする。								
サブアリーナ	全部利用の場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	平日 19,000	19,000	24,000	62,000	12,000
			土・日・休 28,000	28,000	36,000	92,000	18,000	
			営利を目的としない場合	平日 68,000	68,000	85,000	221,000	42,500
		その他の場合	土・日・休 102,000	102,000	127,000	331,000	63,500	
			営利を目的としない場合	平日 163,000	163,000	204,000	530,000	102,000
			土・日・休 244,000	244,000	306,000	794,000	153,000	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	平日 29,000	29,000	36,000	94,000	18,000	
			土・日・休 43,500	43,500	54,000	141,000	27,000	
			営利を目的としない場合	平日 102,000	102,000	128,000	332,000	64,000
		その他の場合	土・日・休 153,000	153,000	192,000	498,000	96,000	
			営利を目的としない場合	平日 246,000	246,000	307,000	799,000	153,500
			土・日・休 369,000	369,000	460,000	1,198,000	230,000	
個人利用の場合	学齢に達しない者、小学生の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	高校生	400	400	400			
		高校回数券	6回券2,000					
		一般	600	600	600			
		一般回数券	6回券3,000					
※サブアリーナの1/2の面積を利用する場合(個人利用の場合を除く)の利用料金の額は、その利用の区分に応じ、表に定める額①又は②の事項の規定により算出した場合にあっては、その額)に0.5を乗じて得た額とする。								
柔道室	全部利用の場合		平日 9,000	9,000	11,000	29,000	5,500	
	土・日・休 13,000		13,000	16,000	42,000	8,000		
	個人利用の場合	学齢に達しない者、小学生の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	高校生	400	400			
			高校回数券	6回券2,000				
一般			600	600	600			
※サブアリーナの1/2の面積を利用する場合(個人利用の場合を除く)の利用料金の額は、その利用の区分に応じ、表に定める額①又は②の事項の規定により算出した場合にあっては、その額)に0.5を乗じて得た額とする。								
剣道室	全部利用の場合		平日 9,000	9,000	11,000	29,000	5,500	
	土・日・休 13,000		13,000	16,000	42,000	8,000		
	個人利用の場合	学齢に達しない者、小学生の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	高校生	400	400	400		
			高校回数券	6回券2,000				
一般			600	600	600			
※サブアリーナの1/2の面積を利用する場合(個人利用の場合を除く)の利用料金の額は、その利用の区分に応じ、表に定める額①又は②の事項の規定により算出した場合にあっては、その額)に0.5を乗じて得た額とする。								
弓道場	全部利用の場合		平日 9,000	9,000	11,000	29,000	5,500	
	土・日・休 13,000		13,000	16,000	42,000	8,000		
	個人利用の場合	学齢に達しない者、小学生の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	高校生	400	400	400		
			高校回数券	6回券2,000				
一般			600	600	600			
※サブアリーナの1/2の面積を利用する場合(個人利用の場合を除く)の利用料金の額は、その利用の区分に応じ、表に定める額①又は②の事項の規定により算出した場合にあっては、その額)に0.5を乗じて得た額とする。								
クライミング ウォール	全部利用の場合		平日 8,000	8,000	10,000	26,000	5,000	
	土・日・休 12,000		12,000	15,000	39,000	7,500		
	個人利用の場合	学齢に達しない者、小学生の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	高校生	400	400	400		
			高校回数券	6回券2,000				
一般			600	600	600			
※サブアリーナの1/2の面積を利用する場合(個人利用の場合を除く)の利用料金の額は、その利用の区分に応じ、表に定める額①又は②の事項の規定により算出した場合にあっては、その額)に0.5を乗じて得た額とする。								
講堂・視聴覚室			平日 16,000	16,000	20,000	52,000		
土・日・休 24,000			24,000	30,000	78,000			
研修室	大研修室	平日 12,000	12,000	15,000	39,000			
		土・日・休 18,000	18,000	22,000	58,000			
		平日 6,000	6,000	8,000	20,000			
	中研修室	土・日・休 9,000	9,000	12,000	30,000			
		小研修室	平日 3,500	3,500	4,000	11,000		
			土・日・休 5,000	5,000	6,000	16,000		
特別控室			平日 15,000	15,000	19,000	49,000		
土・日・休 22,000			22,000	28,000	72,000			
貴賓室			平日 152,000	152,000	190,000	494,000		
土・日・休 228,000			228,000	285,000	741,000			
①学齢に達しない者、小学生の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びにその引率者又は指導者並びに北海道知事が必要と認める者が、総合体育センターを利用する場合における全部利用に係る利用料金並びに講堂・視聴覚室及び研修室の利用料金の額は、その利用区分に応じ、表に定める額①に0.5を乗じて得た額とする。								
②準備又は撤去をするために総合体育センターを利用する場合における全部利用に係る利用料金の額は、その区分に応じ、表に定める額①の事項の規定により算出した場合にあっては、その額)に0.5を乗じて得た額とする。								
③指定管理者が総合体育センターの運営に支障がないと認めるときは、1の表(個人利用の場合は除く。)の一日の時間区分(深夜時間区分がある場合はその区分を含む。)を超過し、又は繰上げて利用することが出来る。その場合の利用料金の額は、当該利用時間(利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。)1時間につき、夜間利用の場合の1時間あたりの利用料金の額①又は②の事項の規定により算出した場合にあっては、その額)とする。								
※利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てたものとする。								

2 年末年始の指定日に総合体育センターを利用する場合

区 分			指定日	午前 10:00～13:00	午後 13:00～16:00	一日 10:00～16:00
サブアリーナ	全部利用 の場合	入場料を徴収し ない場合	12月29・30日 1月3日	21,000	21,000	42,000
	アマチュアスポーツに利用する場合 クライミングウォールを利用する場合			9,000	9,000	18,000
柔道室	全部利用の場合			9,000	9,000	18,000
剣道室	全部利用の場合			9,000	9,000	18,000

※準備撤去を含め10時から16時までの利用とする。  
 ※この表の区分や時間に該当しない場合は「1」の表を適用する。  
 ※サブアリーナ欄で記入している事項(1/2面積・料金)は本表でも適用する。  
 ※「1」の表の①②は本表でも適用する。

3 総合体育センターのトレーニング室及び測定室を利用する場合

(単位:円)

トレーニング室	個人利用の場合	学齢に達しない者、小学生の児童、 中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	高 校 生	2時間につき	400	
			高 校 生 回 数 券	6回券	2,000円	
			一 般 回 数 券	2時間につき	600	
				6回券	3,000円	
測 定 室		※小学生の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びに教育長が必要と認める者が、総合体育センターの測定室を利用する場合の利用料金は、その利用区分に応じ、表に定める額に0.5を乗じて得た額とする。	健康体力測定	1,000		
			体 脂 肪 測 定	1,300	ポドポッドによる体脂肪測定	
			運動体力測定	1,500	運動技能との複合測定	4,800
			全 身 持 久 力	3,200	運動技能との複合測定	6,300
			筋 力 測 定	3,200	運動技能との複合測定	6,300
			運動技能測定	3,900		

3 体育センターの設備を利用する場合

(1)設備を利用する場合

区 分		利用料金					
付 属 設 備	使用単位	午前 9:00～13:00	午後 13:00～17:00	夜間 17:00～21:00	一日	深夜 21:00～23:00	
大型映像装置	1式1回	41,000	41,000	41,000	123,000		
大型映像装置(広告宣伝、アマチュアスポーツ)	1式1回	51,000	51,000	51,000	153,000		
大型映像装置(広告宣伝、アマチュアスポーツ以外)	1式1回	61,000	61,000	61,000	183,000		
大型電光得点装置(備付け)	1式1回	5,000	5,000	5,000	15,000		
大型電光得点装置(移動式)	1式1回	3,500	3,500	3,500	10,500	1,750	
音響装置	1式1回	43,000	43,000	43,000	129,000		
特別照明装置	1式1回	43,000	43,000	43,000	129,000		
放送設備	メインアリーナ	1式1回	5,000	5,000	5,000	15,000	
	サブアリーナ	1式1回	3,000	3,000	3,000	9,000	
メインアリーナ	75%点灯	1式1回	11,000	11,000	11,000	33,000	
照明装置	100%点灯	1式1回	22,000	22,000	22,000	66,000	
移動席	72席用	1式1回	2,500	2,500	2,500	7,500	
	81席用	1式1回	3,000	3,000	3,000	9,000	
	99席用	1式1回	3,500	3,500	3,500	10,500	
持込電気器具用電源	1kw毎1回	200	200	200	600	100	
組立舞台ユニット	一台1回	900	900	900	2,700	450	
吊物バトン	1本1回	500	500	500	1,500	250	
演台・花台	1台1回	100	100	100	300	50	
フロアシート	1枚1回	100	100	100	300	50	
催事用床養生部材	1枚1回	10	10	10	30		
長机	1脚1回	50	50	50	150	20	
いす	1脚1回	20	20	20	60	10	

(2)体育センターの運動用具を利用する場合

区 分		利用料金					
付 属 設 備	使用単位	午前 9:00～13:00	午後 13:00～17:00	夜間 17:00～21:00	一日	深夜 21:00～23:00	
卓球	卓球台	1式1回	200	200	200	600	100
	防球フェンス	1枚1回	50	50	50	150	20
	カウンス	1式1回	50	50	50	150	20
バスケットボール	1式1回	800	800	800	2,400	400	
ハンドボール	1式1回	500	500	500	1,500	250	
バレーボール	1式1回	500	500	500	1,500	250	
ソフトバレーボール	1式1回	100	100	100	300	50	
バドミントン	1式1回	100	100	100	300	50	
テニス	1式1回	300	300	300	900	150	
バウンドテニス	1式1回	200	200	200	600	100	
柔道(畳)	1畳1回	50	50	50	150	20	
ボクシング	1式1回	3,000	3,000	3,000	9,000	1,500	
体操	つり輪	1式1回	300	300	300	900	150
	あん馬	1式1回	300	300	300	900	150
	円馬	1式1回	300	300	300	900	150
	平行棒	1式1回	300	300	300	900	150
	段違い平行棒	1式1回	300	300	300	900	150
	平均台	1式1回	300	300	300	900	150
	鉄棒	1式1回	300	300	300	900	150
	跳馬	1式1回	300	300	300	900	150
	体操用ビット	1式1回	500	500	500	1,500	250
	ミニトランポリン	1式1回	200	200	200	600	100
	体操用床	1式1回	500	500	500	1,500	250
	新体操用マット	1式1回	500	500	500	1,500	250
トランポリン	1式1回	300	300	300	900	150	
ウエイトリフティング	1式1回	700	700	700	2,100	350	
パワーリフティング	1式1回	700	700	700	2,100	350	
フットサル	1式1回	500	500	500	1,500	250	
ビームライフル	1式1回	500	500	500	1,500	250	
レスリング	1式1回	800	800	800	2,400	400	
綱引き(ロープ)	1式1回	200	200	200	600	100	
空手(マット)	1式1回	500	500	500	1,500	250	
グラウンドゴルフ	1式1回	300	300	300	900	150	
得点板	1式1回	50	50	50	150	20	
審判台	1式1回	50	50	50	150	20	